

埼玉県警察職員募集ガイドの企画・版下制作業務委託等の仕様書（案）

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県警察は契約先候補者と協議を行い、協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

- (1) 埼玉県警察職員募集ガイド（以下、「募集ガイド」という。）の企画・版下制作業務委託
- (2) 埼玉県警察官募集ポスター（以下、「募集ポスター」という。）のデザイン・版下制作業務委託
- (3) 埼玉県警察採用PR動画（以下、「PR動画」という。）の企画・制作業務委託

2 目的

本県警察の魅力を広く周知して本県警察職員の業務や各種制度等をわかりやすく説明する募集ガイド、一目で埼玉県警察官の募集と分かるポスター、SNS等で埼玉県警察の魅力を発信することができる採用PR動画を採用試験の受験年齢層の学生及び転職者から支持されるよう制作することを目的とする。

また、埼玉県警察採用キャッチフレーズである「警察に君の「彩」を」に沿ったメッセージを発信し、発信力強化を図る。

3 募集ガイドにおける委託業務の内容

(1) 基本業務

募集ガイドに関するデザイン、レイアウト、写真撮影、取材・資料収集、写植組版等及び版下制作に関すること。

(2) 企画・概要

ア 表紙は警察官採用、事務職員及び技術職員採用のガイドであることが分かるデザインとし、埼玉県警察の採用キャッチフレーズである「警察に君の「彩」を」を使用すること（字体の種類やフォントのサイズは問わない）。

イ 写真、イラスト等を効果的に用いて、「埼玉県の魅力」、「警察業務のやりがい」、「警察学校の様子」、「自身の未来の姿の想起」、「私生活の充実」、「キャリアアップへの道筋」を視覚的にアピールするデザインを考案すること

※ 各ページの内容及び構成については別紙「ガイド構成内容（案）」を参照。

また、埼玉県警察のすべてがわかるよう情報の掲載の仕方や余白の使い方、文章の読みやすさ等において工夫すること。

なお、使用する写真については、受託事業者（以下、「受託者」という。）決定後、埼玉県警察本部警務部警務課採用センター（以下、「委託者」という。）と調整の上、埼玉県警察で保有する広報用写真も使用可とするが、各部門の紹介ページ等にあっては、実際に写真撮影を実施した上で掲載すること。

ウ 各ページのテーマに沿ったモデルの写真等を掲載し、その者の現所属、階級、拝命年月日を掲載するほか、業務紹介ページの出演者については、その者のキャリア変遷及び

その過程で受けた講習、研修等を掲載し、読者が埼玉県警察職員として働く際のキャリアアップを想像できる構成にすること。

エ 本文の構成における詳細については、委託者が受託者と打ち合わせの上、決定する。

オ 写真やイラストの配置については、事業者の判断によるものとする。ただし、受託者決定後において、委託者及び受託者双方の協議の上、変更する場合がある。

(3) 仕様

A4判、28ページ（表紙及び裏面を含む。）、フルカラー

4 募集ポスターにおける業務委託内容

(1) 基本業務

ポスターに関するデザイン、写植組版等及び版下制作に関すること。

(2) 企画・概要

ア 基本デザインは前記3の募集ガイドの表紙と同一とし、警察官のみを使用すること。

イ 埼玉県警察官の募集を目的としたものであることから、基本的に次の内容を含むこと。

(ア) 埼玉県警察採用キャッチフレーズである「警察に君の「彩」を」の文言

(イ) 「埼玉県警察官募集」の文言

(ウ) 埼玉県警察ホームページの採用案内のURL及び二次元コード

(エ) 埼玉県警察採用SNSアカウントの二次元コード

(オ) YouTube埼玉県警察公式チャンネルの二次元コード

ウ 印刷時のサイズはA2とすることから、同サイズの規格に問題ないデザインとすること。

5 PR動画における委託業務の内容

(1) 基本業務

PR動画に関するデザイン、動画撮影、取材、資料収集、編集に関すること

(2) PR動画の企画・概要

ア 埼玉県警察の採用キャッチフレーズである「警察に君の「彩」を」を使用し、同フレーズに沿ったメッセージを発信しつつ、埼玉県警察の各部門（警察学校、地域部、生活安全部、刑事部、交通部、警備部）の職員を起用し、各部門の業務紹介も行うこと。

イ 埼玉県警察職員の採用募集に繋がるよう、採用対象世代の興味・関心を引く効果的な動画構成を提案すること。なお、最終的には委託者と協議の上、構成を決定すること。

ウ 撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。

エ 制作した動画は埼玉県警察のSNS等で掲載する。その他、埼玉県警察が採用PR目的で自由に活用できるものとする。

オ 編集した動画案制作後は、委託者の指示に合わせた修正を行うこと。

(3) 仕様

ア 作成する動画は5分から10分程度の本編動画1本及び1分以内のダイジェスト動画1本とする。

イ データ形式はMP4とする。

ウ YouTubeに掲載可能な形式とし横型動画とし、縦横比は16：9とする。また、画質は

1920×1080px以上とする。

エ 動画の使用期限は定めないこと。

6 撮影

- (1) 企画に基づき、募集ガイド、募集ポスターに必要な写真及びPR動画に必要な映像の撮影を行う。なお、原則として出演者は埼玉県警察職員のみとし、選出は委託者が行うものとする。
- (2) 次の内容は、委託業務に含むものとする
 - ア 肖像権や著作権について必要な手続き
 - イ 埼玉県警察の管理地以外で撮影する場合の撮影地への交渉や許可申請
 - ウ 使用料、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- (3) 原則として募集ガイド及びPR動画を同一日に撮影すること。
- (4) 撮影日数は、4日以上から6日以内とする。
- (5) 再撮影の必要が生じた場合においては、委託者と協議の上、実施すること。
- (6) 使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、埼玉県警察が所有する映像、写真も使用することができるものとする。

7 修正

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態まで対応すること。

8 成果物の納品

受託者は、成果物を委託者へ提出するものとし、USBに保存した上で納品すること。

なお、提出内容は下記のとおりとし、成果物は納品日の一週間前までに委託者の確認を受けること。

(1) 募集ガイド

ア 募集ガイド印刷用版下データ (PDF) 1点

イ 募集ガイド原稿データ (OS: Windows) 1点

ウ 募集ガイド原稿データ (ai) 1点

エ 募集ガイド原稿データ (PDF) 2点

(ア) 原稿1ページごとに1ファイルとして加工したもの 1点

(イ) 原稿データ全体を1ファイルとして加工したもの 1点

※ (ア)及び(イ)については、ホームページ掲載用としてファイルサイズを加工し、携帯電話等で閲覧した際の自動回転が可能にすること。

オ 募集ガイド写真素材データ (JPEG) 2点

(ア) ファイルサイズを加工しないもの 1点

(イ) ホームページ掲載用としてファイルサイズを加工したもの 1点

※ (ア)及び(イ)については、募集ガイドを制作するに当たり、素材として使用した写真のデータ全てとする。

(2) 募集ポスター

- ア ポスター印刷用版下データ (PDF) 1点
 - イ ポスター原稿データ (OS: Windows) 1点
 - ウ ポスター原稿データ (ai) 1点
 - エ ポスター原稿データ (PDF) 2点
 - (ア) 文字及び二次元コード等を全て含むもの
 - (イ) 文字及び二次元コード等を含まないもの (ただし、キャッチフレーズは除く。)
 - ※ (ア)及び(イ)については、ホームページ掲載用としてファイルサイズを加工し、携帯電話等で閲覧した際の自動回転が可能にすること。
 - オ ポスター写真素材データ (JPEG) 2点
 - (ア) ファイルサイズを加工しないもの
 - (イ) ホームページ掲載用としてファイルサイズを加工したもの
 - ※ ポスターを制作するに当たり、素材として使用した写真のデータ全てとする。ただし、募集ガイドと同一素材である場合は不要とする。
- (3) PR動画
- ア 本編PR動画 (MP4) 1点
 - イ ダイジェスト版PR動画 (MP4) 1点

9 納品期限

- (1) 募集ガイド及び募集ポスター
令和9年1月8日(金)まで
- (2) PR動画
令和9年2月26日(金)まで

10 納品場所

埼玉県警察本部警務部警務課採用センター

11 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、BGM等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の成果物等に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、原則として全て埼玉県警察に帰属するものとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

12 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、委託者と事前に打ち合わせの上、業務に当たること。
- (2) 受託者は、取材時に撮影を行うカメラマン1名以上を配置し、カメラマンは本件業務内容及び目的を十分理解し、現場での撮影段取りができる者とする。
- (3) 撮影は、3日以上はデザイナー立会いのもとで行うこととし、募集ガイド等に掲載する

イメージについて採用センター及び受託者双方で確認しながら撮影を進めること。

- (4) 本事業における企画提案競技での企画提案書の内容を踏まえて、事業を実施すること。
- (5) デザインの統一性及び委託者との連携の一貫性を確保するため、受託した際のデザイン制作業務はコンペ応募作品を制作した者が行うこと。
- (6) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、埼玉県内の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により埼玉県警察に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (11) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 委託者が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議を行うものとする。